

用地測量について

○用地測量とは

用地測量は、買収対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認の上、買収面積を確定する作業です。

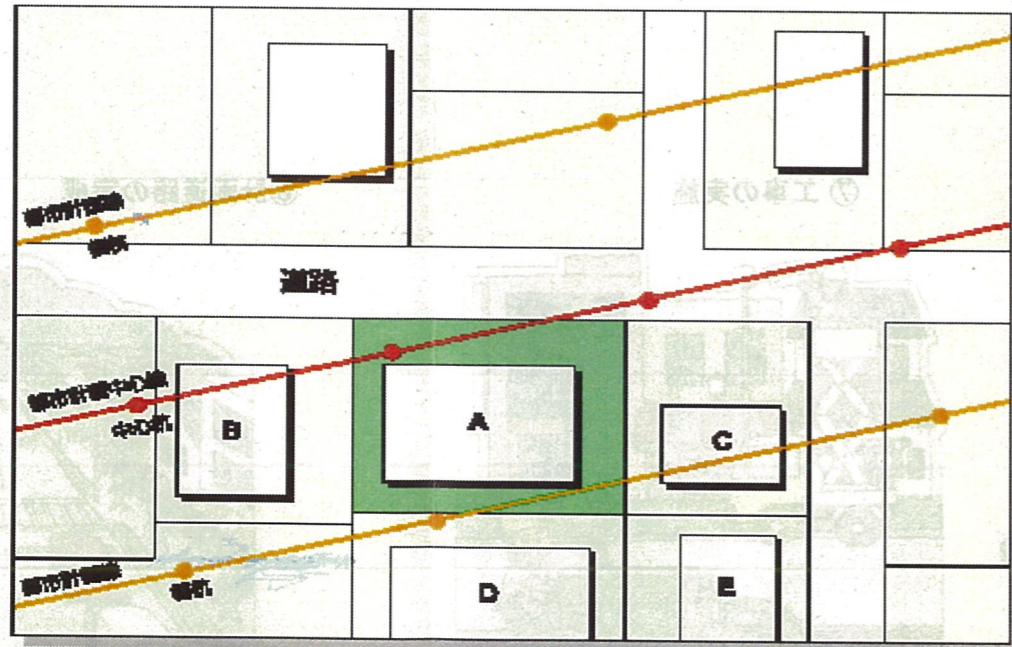
下図の場合では、①道路の境界を立会で確認します。②たとえばAさんの場合、BさんやCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会をお願いします。

都市計画線に係らないEさん（計画線外）にも土地の境界立会をお願いする葉書をお出ししますので宜しくお願いします。

③土地の境界が決まりましたら、境界標示（杭、刻み、鋌など）を測量すると共に、計画線と土地の境界との交点を測量します。これで、Aさんの買収面積が確定します。

④この際、現地に都市計画線を示す幅杭（橙色）を表示します。

- ・境界の立会に先立ち、事前に葉書で立会の連絡をさせていただきます。境界の確認は関係者全員での合意が必要で多数の方の立会を必要としますので日時等は恐縮に存じますがこちらで決めさせていただきます。
- ・立会当日は、認印をご持参いただき、境界点が決まりましたら承諾の署名、捺印をお願いいたします。
- ・用地測量を行う委託会社の者は、腕章をつけ、東京都発行の身分証明書を携帯しております。
- ・不審の点がありましたら下記の当事務所までご連絡ください。
- ・委託会社、担当者名は別途チラシを作成の上配布します。

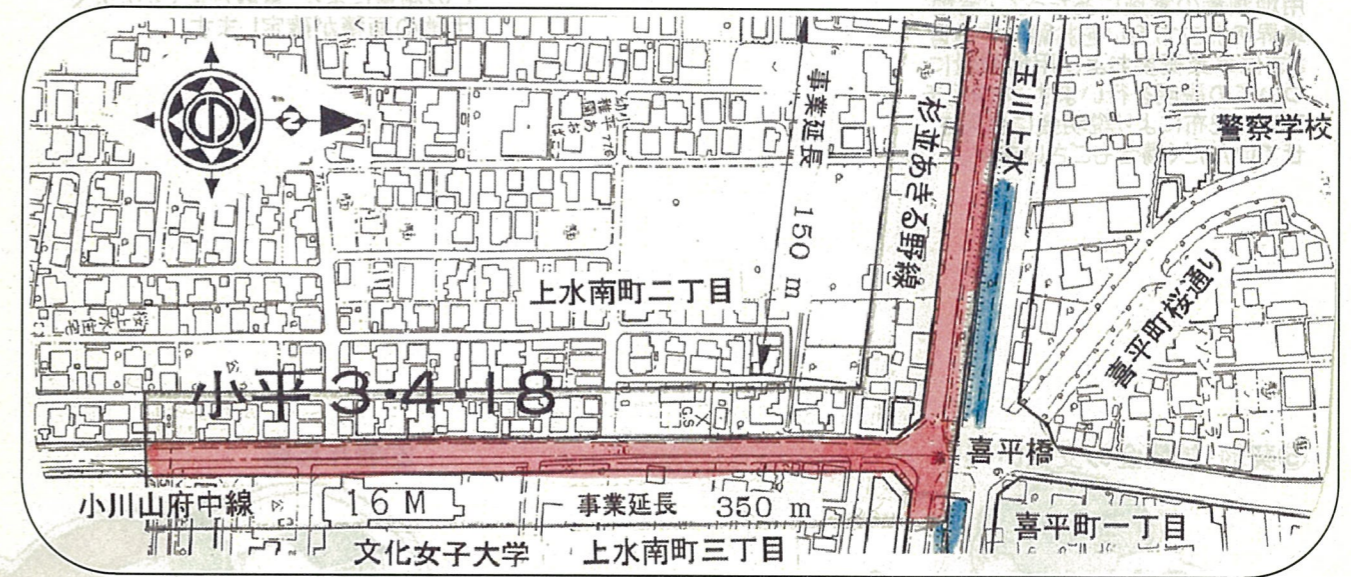


お問い合わせは

東京都北多摩北部建設事務所 工事第一課 測量係 田村 中林 岡田
〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-15-19
電話 042-540-9517

喜平橋交差点改良事業

事業概要及び用地測量説明会資料

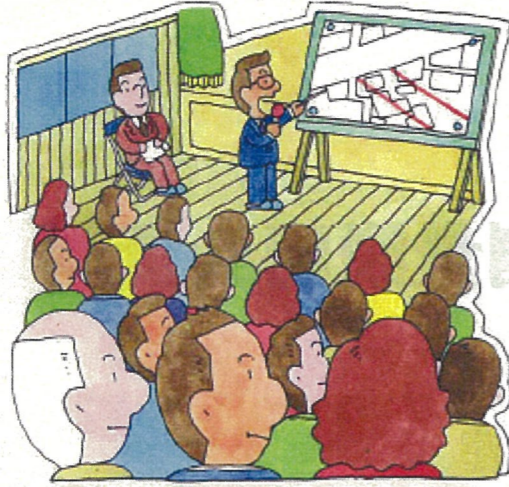


日時 平成17年6月23日（木）
午後7時から午後8時30分まで
場所 小平市上水南公民館

東京都北多摩北部建設事務所

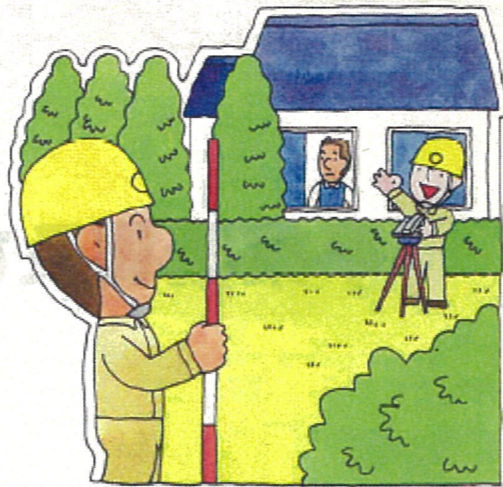
道路ができるまでの作業の流れ

① 事業概要及び用地測量説明会の開催(今回)



用地測量の実施にあたって、宅地境界のお立ち会いをお願いする皆さまに事業概要および用地測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただきます場合もございます。

② 用地測量の実施(今年度)



この測量により、買収させていただく土地の面積が確定します。

③ 用地説明会の開催(今年度内予定)



事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人(以下「権利者」)の方々に用地取得の手順や補償内容及び生活再建について説明します。

④ 用地折衝・協議



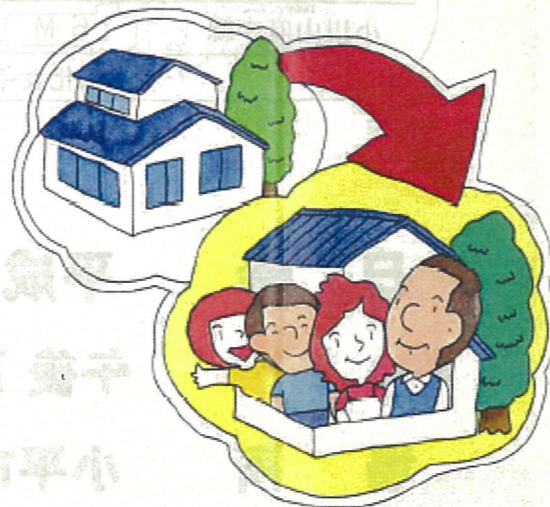
対象となるみなさまと、土地の取得・物件の補償などについて、個別に協議させていただきます。

⑤ 契約・補償金の支払い



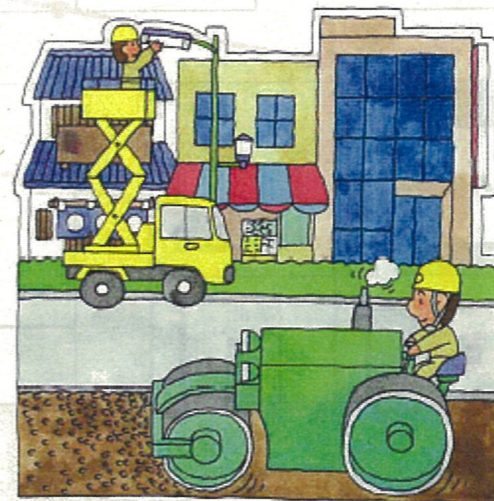
話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑥ 物件移転



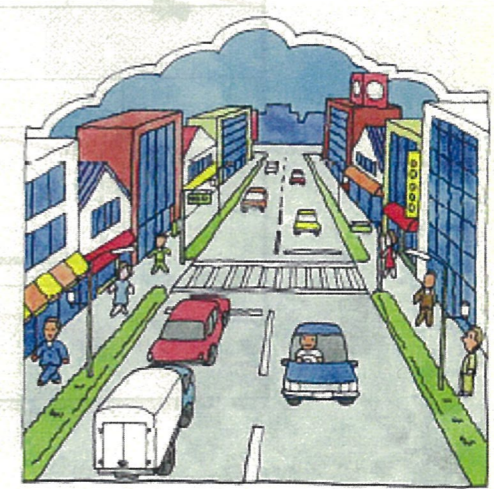
買収させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

⑦ 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

⑧ 計画道路の完成



多くの皆様のご理解とご協力により、計画道路が完成します。